

国際会計基準審議会 御中

2010 年 7 月 15 日

公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に対するコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」（以下、「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

全般的なコメント

1. 我々は、公正価値オプションに関する特定の定めを除いて金融負債の分類及び測定に関する現行規定を維持し、公正価値オプションに指定された金融負債の公正価値変動のうち信用リスクの変動に起因する部分をその他の包括利益に表示する提案を、基本的に支持する。ただし、公正価値オプションの取扱いについては、一部見解が異なる点もあり、以下質問に沿って記載する。
2. なお、以下の公正価値オプションに関する我々のコメントは、現行の IAS 第 39 号の取扱いを出発点としたものであり、現在のヘッジ会計の取扱い等を前提としている。我々は公正価値オプションの存否及びその要件については、ヘッジ会計との関係で再検討すべきであると考えており、また、IFRS 第 9 号も検討の可能性を示唆している（IFRS 第 9 号、BC63 項）。
3. 公開草案の質問には掲げられていないが、複合金融商品の区分処理については、IFRS 第 9 号に示されたような「密接に関連する」との要件についての問題を緩和するアプローチを検討する必要があると考える。
4. 公開草案には記載されていないが、削除する方向で検討されている原価測定の外例については、我々は IFRS 第 9 号公開草案においてもコメントしたとおり、公表市場がなく、信頼性を以て測定できない資本性金融商品に対する公正価値測定は、意思決定上有用な情報を提供しないと考える。

各質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次の通りである。

質問 1

公正価値オプションで指定された負債のすべてについて、当該負債の信用リスクの変動を純損益に影響させるべきでないことに同意するか。反対の場合、その理由は何か。

質問 2

上記に代えて、このような取扱いが純損益のミスマッチを生じさせる場合（この場合、公正価値変動の全体を純損益に表示することを求める）を除いて、負債の信用リスクの変動を純損益に影響させるべきでないと考えるか。その理由は何か。

（質問 1 へのコメント）

5. 公正価値オプションにより指定されたすべての負債について、負債の信用リスクの変動の影響を純損益に影響させないという本提案には、リサイクリングを前提に同意する（質問 7 に対する回答を参照）。負債の信用リスクの変動の影響を純損益で認識することは、負債がトレーディング目的である場合を除き、有用な情報を提供しない。ただし、企業が公正価値で業績を管理・評価しているとの要件に基づく公正価値オプションについては、内部での経営管理の実態を反映させる観点から、信用リスクに起因する部分も含めて純損益に反映することが適切であると考ええる。

（質問 2 へのコメント）

6. ミスマッチの解消を要件とする公正価値オプションの場合には、金融負債の信用リスクにより生じるミスマッチが解消されるのは、金融資産が同じ信用リスクを抱えその信用リスクの価格自体が変動する場合や、金融資産の価格が自社の信用リスクに連動する場合などが考えられる。一部の国では、これ以外にも金融資産と金融負債の価値が連動するケースがあるとされるが、その多くは信用リスクに起因するものでない。このように、質問 2 の代替案が有効なのは、極めて稀な場合と理解しており、複雑性を低減する観点からも、当代替案を支持しない。

質問 3

公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分は、その他の包括利益に表示すべきであるということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

質問 4

2 段階アプローチは財務諸表の利用者に有用な情報を提供するということに同意するか。同

意しない場合、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。

質問 5

1 段階アプローチの方が 2 段階アプローチよりも好ましいと考えるか。その場合、その理由は何か。

(質問 3 へのコメント)

7. 質問 6 にも関わるが、信用リスクの変動に起因する部分をその他の包括利益に表示すべきであるという提案に対しては、リサイクリングを前提に同意する。但し、BC33 項にあるように、その他の包括利益に含めるべき対象について包括的に検討する前に、その他の包括利益の使用が拡大されとの懸念を我々も共有している。経過的に提案の対応に同意するとしても、今後、その他の包括利益の性格を明確にする努力が必要であるとする。

(質問 4 及び質問 5 へのコメント)

8. 両アプローチの作成負担はほぼ変わらない一方、1 段階アプローチよりも 2 段階アプローチの方が、開示情報が充実すると考えられる。ただし、財務諸表の表示全体に関連する論点でもあるので、十分な議論が必要と考える。

質問 6

負債の信用リスクの変動の影響は資本（その他の包括利益ではなく）に表示すべきだと考え得るか。その場合、その理由は何か。

(質問 6 へのコメント)

9. 信用リスクの変動は株主との取引とは考えられず、そのような取引は包括利益を通じて表わされるべきであることから、直接資本に表示すべきではないと考える。

質問 7

その他の包括利益（又は、質問 6 に同意の場合には資本）に含まれている負債の信用リスクの変動から生じた利得又は損失を、純損益に振り替えるべきではないということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、どのような場合に振替を行うべきか。

(質問 7 へのコメント)

10. その他の包括利益から純損益へのリサイクリングを禁止する提案には同意しない。純利益は企業の業績を示すものであり、包括利益等と組み合わせられることによって有用な情報を提供するため、我々は、その他の包括利益の表示を選択する金融商品については、純利益へのリサイクリングを前提とすべきと考える。
11. 公開草案 BC37 項では、リサイクリングの禁止の提案の理由の1つとして、公正価値オプションを選択した負債に係る利得又は損失を一度だけ認識すべきものであるという IASB の考え方と整合している点を挙げている。しかし、我々は、IASB に対して、利益（純損益及び包括利益）の定義に関する概念的議論を将来行うこと、そして、その議論を通じてその他の包括利益に表示された項目のうち何を純損益にリサイクルすべきかについて関係者のコンセンサスを形成するよう努力することを期待する。

質問 8

本公開草案の提案の目的上、IFRS 第 7 号のガイダンスを信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動の金額の算定に使用することに同意するか。同意しない場合には、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。

（質問 8 へのコメント）

12. 信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動額が忠実に表示されることが前提となるが、IFRS 第 7 号のガイダンスを、同変動額の算定に使用することに同意する。

質問 9

早期適用に関する提案に同意するか。同意しない場合、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。それらの提案は比較可能性に関する懸念にどのように対応するのか。

（質問 9 へのコメント）

13. 早期適用の提案に同意する。

質問 10

提案されている経過措置に同意するか。同意しない場合、これに代えてどのような経過措置のアプローチを提案するか、またその理由は何か。

（質問 10 へのコメント）

14. IFRS 第 9 号と同様な遡及適用を求める経過措置の提案に同意する。

* * * * *

我々のコメントが今後のIASBの議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長